

千葉県告示第264号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和5年3月30日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年3月30日

千葉市長 神谷俊一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名及び道路の区域

路線名	変更の区間	変更の 前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
南町29号線	中央区南町3丁目18番17から 中央区南町3丁目19番6まで	前	6.02 ～6.02	0.4
		後	6.15 ～6.15	
南町33号線	中央区南町3丁目21番46から 中央区南町3丁目22番80まで	前	8.05 ～8.24	23.9
		後	8.11 ～8.30	